

越監公表第9号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、教育長から平成29年度包括外部監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年(2019年)11月27日

越谷市監査委員 井上茂平

越谷市監査委員 竹岡善幸

越谷市監査委員 武藤智

越谷市監査委員 島田玲子

# 平成29年度包括外部監査結果に基づき講じた措置状況

全体版

○令和元年（2019年）7月1日現在

1. 包括外部監査契約期間	平成29年4月1日から平成30年3月31日
2. 越谷市包括外部監査人	和田 正夫（公認会計士）
3. 特定の事件（テーマ）名	「学校教育に係る財務事務の執行及び事業の管理について」
4. 監査対象課等	教育総務部 教育総務課 学校教育部 学校管理課 学務課 指導課 給食課 教育センター 越谷市市立小学校 30校 越谷市市立中学校 15校
5. 監査結果での指摘件数	24件（監査の結果：6件 意見：18件）
6. 指摘事項と講じた措置状況	表の通り

## （1）表中の凡例

- 頁▶【平成29年度越谷市包括外部監査報告書】の中で包括外部監査人が指摘した内容が記述されているページ数

## （2）表の【指摘の区分】欄に掲げた用語の意味

- 監査の結果 ▶ 包括外部監査の結果を示したもの
- 意見 ▶ 監査の結果に基づいて市の組織及び運営の合理化に資するために添えられた意見

## （3）表の【措置の状況】欄に掲げた用語の意味

- 改善済 ▶ 包括外部監査人から指摘された内容に沿うよう改めたもの又は改めたと見なせるもの
- 改善中 ▶ 包括外部監査人から指摘された内容に沿うよう改めている途中のもの
- 検討中 ▶ 包括外部監査人から指摘された内容について検討中のもの
- 現状維持 ▶ 包括外部監査人から指摘された内容について現状のままとしたもの

\*前回の措置状況から、新たに講じた措置を講じた指摘事項（指摘の表題）は背景色を変えて表しております

## 目次

「監査の結果」に対する措置一覧 .....	1
II. 全般 .....	1
1. 越谷市立小中学校の概要 .....	1
III. 各論 .....	3
1. 教育総務課 .....	3
5. 給食課 .....	3
「意見」に対する措置一覧 .....	4
II. 全般 .....	4
1. 越谷市立小中学校の概要 .....	4
III. 各論 .....	5
1. 教育総務課 .....	5
2. 学校管理課 .....	7
3. 学務課 .....	10
4. 指導課 .....	11
5. 給食課 .....	13

## 「監査の結果」に対する措置一覧

### II. 全般

#### 1. 越谷市立小中学校の概要

対象課：学校管理課

頁	記載箇所	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
17	学校訪問	【監査の結果1】現金出納帳の作成	学校徴収金について、通常は保護者の口座から引落をして振り込まれるケースと現金徴収のケースがある。現金徴収の場合には即日に金融機関口座に入金することになっている。しかし、遅れて現金が支払われた場合、一時的に現金で保管している事例もあった。このため、現金の入出金管理を明確にするために学校において現金出納帳を作成することが必要である。	現金の入出金管理を適切に行うため、現金出納簿を作成するとともに、現金徴収の際には、速やかに金融機関への預け入れを行うよう、4月1日付で全小中学校へ通知をしました。	改善済
17	学校訪問	【監査の結果2】特別会計の処理	学校徴収金のほかに特別会計として管理している現金があった。平成28年度の前期繰越額は88千円、収入129千円、支出65千円、平成29年3月31日残高151千円である。収入の内容は埼玉県弘済会からの入金60千円のほかに、教育実習謝礼20千円、運動会謝礼10千円などである。支出は評議員会昼食代12千円、集会消耗品16千円などである。 現金で保管しておくこと自体、紛失盗難のリスクが高まるので、金融機関に預けるべきである。	現金での保管については、紛失盗難のリスクが高まることから、金融機関への預け入れを速やかに行うよう、4月1日付で通知をしました。	改善済

頁	記載箇所	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
18	学校訪問	【監査の結果3】 生徒会費の精算	生徒会費を徴収している学校の中で、毎年度末の残高を精算していない事例があった。徴収した生徒会費はその年度で使用すべきであり、余剰が出た場合には精算する必要がある。しかし、毎年度末20万円から30万円程度の残高を繰り越しているため、各年度の保護者の費用負担について公平性が確保できていない。学校徴収金は毎年度末で精算する必要がある。	生徒会費においては、費用負担の公平性の観点から、今後は、年度繰越を行わないよう、4月1日付けで通知を行いました。	改善済

### III. 各論

#### 1. 教育総務課

頁	記載箇所	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
44	入学準備金貸付制度	【監査の結果4】 入学準備金貸付制度の在学確認	越谷市入学準備金貸付制度では、在学していることが条件となっている。しかし、現在は異動の届け出は借受人、学生いざれも届出書を提出してもらうだけであり、市教育委員会から積極的に確認を取っていない。毎年、借受人や学生に対して、入学準備金を貸している旨及び住所変更、退学等の異動の事実があった場合には速やかに届出書を提出してもらう旨の手紙を送るなどの措置を検討されたい。公平性の観点から、将来的には在学証明を提出してもらうことが望まれる。	進学者の在学確認については、毎年、借受人に対し、退学などの異動の事実があった場合には、速やかに異動届出書の提出が必要である旨の通知を送付することとしました。 なお、毎年度の在学証明書の提出については、借受人に金銭等の負担が生じることを考慮し、現状では実施しないこととします。	改善済

#### 5. 給食課

頁	記載箇所	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
118	学校給食費	【監査の結果5】 「越谷市立学校給食センター設置条例」の改定	「越谷市立学校給食センター設置条例」において引用している学校給食法第6条第2項は改正されており、正しくは第11条第2項を適用する条文に改める必要がある。	「越谷市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例」で引用条項を改正し、平成30年6月定例議会の議決を経て、同年6月21日付けで施行されました。	改善済

頁	記載箇所	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
121	給食費の未納の状況	【監査の結果 6】不納欠損処理のタイミング	小学校や中学校に在籍している児童や生徒の滞納給食費は、発生から 2 年経過したものであっても、不納欠損処理すべきではなく、少なくとも在籍中は滞納債権として債権の回収に努める必要がある。	今後は、在籍中の児童生徒分の滞納給食費については時効の援用がない限り、不納欠損をせずに回収に努めることとしました。	改善済

## 「意見」に対する措置一覧

### Ⅱ. 全般

#### 1. 越谷市立小中学校の概要

対象課：教育センター

頁	記載箇所	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
16	学校訪問	【意見 1】情報資産持出における許可者	情報資産の持ち出しに際しては、校長の許可を得ることが越谷市学校系ネットワーク情報セキュリティ対策基準（第 5 版）に則った手続である。しかし、教頭が許可している事例があった。教頭へ権限委譲するためには同基準の規定を変更することが必要と考える。	文部科学省が平成 29 年度に公表した「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、平成 31 年度に「越谷市教育情報セキュリティポリシー」を策定しました。情報資産の持ち出しに際しては、必ず校長の許可を得ることとし、今後もその運用を徹底してまいります。	改善済

### III. 各論

#### 1. 教育総務課

頁	記載箇所	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
39	私立幼稚園振興補助金	【意見2】 私立幼稚園振興補助金の実績報告	<p>越谷市私立幼稚園振興補助金について、毎年3月に補助金事業の実績報告が行われている。</p> <p>購入した備品や工事等について、数量の網羅性を確認できるよう実績報告書の記載について工夫が必要であり、また、購入価格についてもその透明性を高めるための方策が必要である。</p> <p>さらに、備品や工事の実在性について確認できる工夫をすることが望まれる。</p>	<p>数量の網羅性を確認できるよう、購入品の数量を実績報告書に記載すること、購入品が個別に識別できる写真を実績報告書に併せて提出することを、平成30年1月に送付した実績報告に関する通知の注意事項に明記しました。また、平成30年度からは年度当初の説明会資料にもその旨を明記し、交付申請書及び実績報告書の様式を変更し、報告しやすくしました。</p> <p>同一事業内容で複数購入した際は、全てが一枚に収まった写真が必要であるとしましたが、収めることが困難な場合は、購入品を個別に撮影した写真の提出を認め、それぞれの保証書の写しを併せて提出する等、実在性の確認ができるものに限り認めることとしました。</p> <p>また、備品や工事の確認のために教育総務課担当者が後日直接確認しに訪問する場合があると明記しました。</p> <p>購入価格の透明性を高める工夫として、事業内容に関する見積書の添付をするよう、平成30年度から改善しました。</p>	改善済

頁	記載箇所	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
43	入学準備金貸付制度	【意見3】 連帯保証人の資格	<p>連帯保証人の要件として、市民税の所得割、均等割を納めている人として資力に注目している。過去の連帯保証人の状況を見ると明治大正生まれの人が連帯保証人になっており、比較的早い時期に死亡している例があった。</p> <p>連帯保証人の資格について、例えば国民の平均寿命以下で年齢制限を定めるなど、より債権の担保に注力することが望まれる。</p>	<p>越谷市入学準備金貸付条例第6条第3項において、借受人は連帯保証人がその要件を欠くに至ったときは、速やかにこれに代わる連帯保証人を立てなければならぬと規定しています。当該規定に基づき、連帯保証人の死亡、破産等が判明したときには、借受人に対し、新たな連帯保証人を立てるよう依頼しています。</p> <p>したがって、過度な制限により教育機会に格差が生じることのないよう、連帯保証人の資格要件については、現行の取扱いを継続してまいります。</p>	現状維持
49	入学準備金貸付制度	【意見4】 進学者が返済する場合の法的整理	<p>入学準備金貸付金の債務者は、進学者の保護者及び連帯保証人である。借受人及び連帯保証人が破産、所在不明等、死亡以外で返済不能になった場合に進学者が返済している例がある。法的に進学者は債務者ではないので返済義務はなく、善意によるものと考えられる。</p> <p>このような場合、取り扱い方によっては公平性が確保できなくなるおそれがあるので、法律上の整理を行い、取り扱いを定めておくことが望まれる。</p>	<p>本制度の債務者はあくまで借受人及び連帯保証人であり、進学者に債務を負わせるものではありません。そのため、借受人及び連帯保証人がともに破産するなど債務者不存在の場合は、越谷市債権管理条例の規定に基づき債権放棄することとなります。</p> <p>しかしながら、進学者等の第三者が任意で納付を申し出た場合には、第三者自ら債務者となる手続き（併存的債務引受け）を行った上で納付いただく対応としました。</p>	改善済

## 2. 学校管理課

頁	記載箇所	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
77	教育施設の管理	【意見5】 短期・中期修繕計画の策定	市は、今後必要となる小学校及び中学校に係る大規模改修費用及び建て替え費用の発生を予想しているものの、実際の大規模改修等の計画は策定していない。学校施設について、短期・中期修繕計画を策定し、速やかに実行するべきである。	越谷市公共施設等総合管理計画のもと策定される、アクションプランに基づき、学校施設における長寿命化も含め、施設の耐用年数や児童生徒数の推移など様々な要因を考慮し、施設の個別計画を策定してまいります。	改善中
77	教育施設の管理	【意見6】 転用可能普通教室利用状況の改善	児童1人当たり校舎面積及び生徒1人当たり校舎面積が学校により大きく異なっている。児童1人当たり校舎面積及び生徒1人当たり校舎面積が比較的広い学校については、教室など学校施設の利用状況を調査し、有効性・経済性の観点から、利用状況の改善を図るための施策検討が必要と考える。	現在、各学校において、転用可能普通教室については、学校活動に必要な部屋として、活動室など様々な活用を図っております。今後、児童生徒数の減少などから利用が長期的となる転用可能普通教室については、越谷市公共施設等総合管理計画のもと策定されるアクションプランに基づき、個別計画の中で検討してまいります。	検討中

頁	記載箇所	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
77	教育施設の管理	【意見 7】 PFI 事業への応募事業者増加に向けた取り組み	<p>今後、PFI 事業を実施する際には、より多く事業者の参画を促すために、他市の事例も踏まえ、以下のような取組を検討すべきと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PFI 事業に関する知識の普及や情報提供を行うため、研修会や勉強会を開催する。</li> <li>・大手企業に限らない多くの民間事業者の参加を促進するため、事業者募集時において、ランク付けなどによる応募者の資格に関する条件付けを原則として設けない。</li> <li>・横浜市の「公民協働事業応募促進報奨金制度」のような報奨金制度を活用する。</li> </ul> <p>「公民協働事業応募促進報奨金」の内容 市が指定する PFI 事業や保有土地活用事業などの公民協働事業に応募した建設業者又は建設企業グループで、事業者選定の最終審査における次点者・次々点者へ報奨金を交付する制度</p>	<p>現在、公共施設マネジメント推進課において、「越谷市 PPP／PFI 優先的検討規程」の策定に伴い、庁内の各施設所管課が実際に PPP／PFI 事業の検討を進めるにあたっての指針となる「ガイドライン」の策定作業を進めております。</p> <p>この中で、より多くの事業者の参画を促す方策についてガイドラインにどのように盛込むかについて検討中です。</p>	改善中
78	教育施設の管理	【意見 8】 PFI 事業に関するガイドラインの作成	公共施設の長寿命化を基本にした建替えや設備の更新に関して、民間の資金と知恵を積極的に活用するため、PFI 方式の活用が想定される。件数が増える PFI 事業について指針を作成するべきである。	<p>現在、公共施設マネジメント推進課において、「越谷市 PPP／PFI 優先的検討規程」の策定に伴い、庁内の各施設所管課が実際に PPP／PFI 事業の検討を進めるにあたっての指針となる「ガイドライン」の策定作業を進めております。</p>	改善中

頁	記載箇所	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
81	物 品 購入・管理	【意見 9】 備品調査時における廃棄検討の全校での実施	年 1 回実施している備品の棚卸時に今後の使用見込みも検討して、使用見込みがない備品は廃棄を検討する実務を全校に展開することが望まれる。	「学校備品現物調査共通実施手順」を作成しました。なお、平成 31 年 1 月 7 日開催の学校配分予算説明会の中で全校へ説明を行い、平成 31 年度の備品調査から実施手順に従って調査・廃棄の検討・学校管理課への報告等を行います。	改善済
81	物 品 購入・管理	【意見 10】 備品調査実施要領の作成	小中学校の備品の現物調査について、その記録方法が不統一である。今後、棚卸を行う際には、現物調査の実効性を確保するために、現物調査の実施要領を整備することが望ましい。各学校の備品調査において、事前に調査実施要領を確認し、実施目的、実施方法などについて担当教員と共通認識を持ち、統一的な方法で棚卸を実施すべきである。	「学校備品現物調査共通実施手順」を作成しました。なお、平成 31 年 1 月 7 日開催の学校配分予算説明会の中で全校へ説明を行い、平成 31 年度の備品調査から実施手順に従って調査・廃棄の検討・学校管理課への報告等を行います。	改善済
82	物 品 購入・管理	【意見 11】 学校管理課による情報発信	効果的、効率的な棚卸が行われている備品調査事例について、市内の各学校で情報を共有できるよう学校管理課から働きかけることが望ましい。	「学校備品現物調査共通実施手順」を作成しました。なお、平成 31 年 1 月 7 日開催の学校配分予算説明会の中で全校へ説明を行い、平成 31 年度の備品調査から実施手順に従って調査・廃棄の検討・学校管理課への報告等を行い、効果的、効率的な棚卸が行われている事例について学校管理課から情報発信を行います。	改善済

頁	記載箇所	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
87	学校図書	【意見12】 学校図書に関する基準の設定	学校図書の選定、廃棄、配分比率について学校の基準が制定されていない。学校図書館基準などを参考としてこれらの基準を設定し、運用していくことが望まれる。	学校図書館がその機能を十分に果たせるよう、選書や廃棄についての基準として、全国学校図書館協議会が作成した全国学校図書館協議会図書選定基準、学校図書館図書廃棄規準を適用します(平成30年4月23日通知済み)。ただし、配分比率については、小中学校における発達段階に大きな差があること、特色ある教育活動を開発することによって特定分野の資料が多くなるなどの差があることは当然であることから、設定しないこととします。	改善済

### 3. 学務課

頁	記載箇所	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
92	学校規模の適正化	【意見13】 小規模校における課題の検討	標準規模を下回る小規模校に関して、小規模校として存続させることのメリットデメリットの比較、小規模校として存続をさせる場合に、そのメリットを最大限に生かすためのさらなる指導の充実や小規模校のデメリットを緩和する策等、今後改めて、小中学校学区審議会や担当部署等において、より踏み込んだ検討をされたい。	学校教育部の部課長級の職員で構成される部内会議において、市立小中学校の学校規模等について、今後的小中一貫教育のさらなる推進を踏まえた小規模校の今後の方針性等についての検討を始めています。	改善中

頁	記載箇所	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
101	外国人学校児童生徒通学費補助金	【意見14】 外国人学校児童生徒通学費補助金にかかる所得制限の導入	資力が十分な保護者に対してまで補助する必要性は低いと考えられる。一定の所得以下の保護者に限定して補助をする等、所得制限の導入を検討すべきである。	外国人学校児童生徒通学費補助金制度における支給要件について、今後も近隣自治体等の状況を十分に把握し、所得制限の導入を含めた調査研究を行ってまいります。	検討中

#### 4. 指導課

頁	記載箇所	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
104	外国語指導事業	【意見15】 児童生徒へのアンケート	外国語指導事業は、比較的自由度の高い事業であるため、子どもたちが、英語や外国文化のどんなことをより知りたいか、どんなことに興味があるのかを知り、授業に反映することも可能な事業と考える。子どもたちにもアンケートを行いその内容を反映させることにより、事業の有効性をより高めることができると思われる所以、その方策を検討されたい。	指導に関わっている教員を対象とした外国語活動及び英語教育指導状況調査に加えて、児童生徒を対象とした興味・関心を把握できるような調査項目を追加して実施しました。調査結果をまとめ、次年度の契約及び指導に関する指示に活用します。	改善済

頁	記載箇所	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
108	副読本整備事業	【意見 16】 副読本の予備購入冊数	転入児童生徒への教科用図書の配布については転入の事実発生後に発注が行われることから、副読本においても、必ずしも全学校に予備冊数を配置しなくとも、転入児童生徒等へ適時に対応することは困難ではないと考える。例えば、予備冊数は指導課と大規模校及び新興住宅地域にあり転入が比較的多い学校等にのみ備え置き、それ以外の学校では都度指導課から郵送する等の方法をとることで、購入数量をこれまで以上に減少させることができないか検討されたい。	今後、副読本の購入については、予備の購入冊数を減少させるため、教科用図書の給与事務と同様に、転入の事実発生後に、学校から必用冊数の報告を受け、購入・配付を行います。ただし、できるだけ速やかな対応を行うため、指導課に予備として一定の冊数を備えておくものとします。	改善済
113	学校評価	【意見 17】 ホームページ上における学校関係者評価の公表	保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めるために、保護者以外の地域住民等も学校関係者評価を閲覧できるよう、全ての学校において、ホームページでも公開することを検討されたい。	今後、コミュニティ・スクールの実施により「地域とともにある学校づくり」を推進することも踏まえて、地域住民も学校評価の結果を閲覧できるよう、学校ホームページでの公開を実施するよう校長会を通じて指導しました。	改善済

## 5. 給食課

頁	記載箇所	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
118	学校給食費	【意見18】 給食材料費の保護者に関する報告	学校給食費は、生徒・児童の保護者から徴収している。給食費は、市の歳入に計上され決算が行われる。市の決算においては、給食材料費以外の歳出が計上されるため、給食材料費に関しての状況が見えにくく、保護者に対しては、給食材料費に限定して収支報告すべきと考える。	全保護者に配布をしている給食だよりの平成30年7月版で、平成29年度の調定・収入済額・給食材料費の合計額を記載し、給食材料費の収支を報告しました。	改善済